

■発行/八王子市

■編集/福祉部福祉政策課 ☎620-7240 FAX628-2477



民生委員・児童委員をご存じですか？

日常生活で困り事があった時、頼れる身近な存在が民生委員・児童委員(民生委員)です。民生委員は、地域住民の皆さんが安心して暮らせるよう、日々活動しており、高齢者や子育て中の家庭、障がいを持つ方、そして生活困窮者に対する幅広い支援を行っています。

皆さんの身近にいながらも、なかなか知る機会が少ない民生委員について紹介します。

私たち民生委員・児童委員及び主任児童委員は、赤ちゃんから高齢者までを対象に、見守り活動や相談活動を中心に行い、必要な支援が受けられるよう、行政や専門機関等への「つなぎ役」として活動しています。

私たちは、厚生労働大臣から委嘱されたボランティアの非常勤の地方公務員です。日ごろから生活・高齢・障がい・子育て・児童福祉の各分野の研修を受け、知識及び技術を学びながら、活動しています。

全国には約23万人の民生委員・児童委員が活動しており、八王子市では、福祉全般を扱う地区担当417人と、児童の問題を専門的に扱う主任児童委員43人の計460人が定数として定められ、現在436人が活動しています。

皆さんが地域で暮らす中で、わからない事、心配な事、困った事があれば、身近な相談相手として、お気軽に私たちに相談ください。



八王子市民生委員
児童委員協議会
代表会長
山本 英雄

— 今号の主な内容 —

- 民生委員・児童委員とは……………2
- 民生委員に関するQ&A……………2
- 民生委員の主な活動……………3
- 地域のサポート役として……………4



民生委員とは？



民生委員と主任児童委員

民生委員は、民生委員法に基づき委嘱され、児童福祉法で児童委員を兼ねること定められています。また、民生委員・児童委員の一部は、主任児童委員に指名されています。

民生委員

担当する区域において、福祉に関する様々な相談に対応し、必要な支援が受けられるよう関係機関への橋渡しを行います。

児童委員

担当する区域において、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行います。

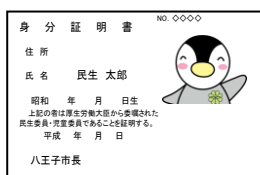
主任児童委員

担当区域を持たず、子どもや子育てに関する支援を専門に学校等や区域担当の民生委員と連携しながら児童健全育成活動などに取り組んでいます。

民生委員・児童委員の証

民生委員がご家庭を訪問する際には、名札と身分証明書を携帯しています。

見 本



身分証明書



名 札



民生委員に関するQ&A

Q.どのように選ばれるのですか？

A.町会や自治会など地域の推薦を受けて、厚生労働大臣から委嘱されます。任期は3年で、任期満了時に全国で一斉改選が行われます。



Q.八王子市の民生委員は何人いますか？

A.令和7年4月1日現在、436人(定数460人)の民生委員が地域で活動しています。

Q.どんな人が活動していますか？

A.地域の実情をよく知り、福祉活動やボランティア活動などに理解と熱意がある方が活動しています。

Q.報酬はもらっていますか？

A.民生委員は特別職の公務員ですが、ボランティア活動として活動しているため給与や報酬はありません。ただし、活動に必要な交通費や通信費などの活動費(定額)は支給されます。

民生委員の主な活動

身近な相談相手、つなぎ役として

地域の身近な相談相手として、健康や介護の悩み、妊娠や子育ての不安、失業や経済困窮による生活上の困難など、様々な問題の解決をお手伝いします。(近隣トラブルは対応できません。)内容に応じて、必要な支援が受けられるよう、行政や専門機関へつなぎます。民生委員には守秘義務がありますので安心してご相談ください。

訪問調査の担い手として



市や社会福祉協議会からの依頼で、高齢者世帯の実態調査や、子育てを支援する制度の利用にかかる調査などを行っています。

地域のことをよく知るとともに、地域にお住まいの方たちと知り合うきっかけとなり、相談や支援につながっています。

地域の住民



相談

支援

民生委員・児童委員



連携・協力

関係機関



高齢者世帯実態調査

75歳以上のひとり暮らしの方や、75歳以上のみの世帯を戸別訪問し、日常生活等の状況を聞き取る調査です。(令和7年度実施期間:4月～6月)

この調査は民生委員が地域の実情を知り、身近な相談相手として接点を持つ大切な機会としています。また、調査結果は市の福祉サービスのための基礎資料や災害時に自力で避難することが難しい方の支援等に活用されます。

なお、民生委員には、守秘義務が課せられており、個人情報了他者へ漏らすようなことはいたしませんので、ご安心ください。

～災害時に自力避難が困難な方への支援～

高齢者実態調査を通して災害時に自力避難が困難な方を把握し、さらにハザードエリアにお住まいの方については、災害時にとるべき行動をまとめた、「個別避難計画書」を本人同意の上で作成します。災害が発生した際には、「個別避難計画書」に基づき、民生委員が安否確認を行っています。

こんな時は… 民生委員に相談してください

たとえば…

- ◆ひとり暮らしの高齢の親が心配
- ◆高齢になり暮らしに不安を感じる
- ◆子育ての悩みを相談したい
- ◆経済的なことの相談
- ◆障がいがあり生活に不安を感じている

民生委員にはできない こともあります

たとえば…

- ◆救急車への同乗
- ◆病院等への送迎
- ◆ご近所トラブルの相談・仲裁
- ◆入院するとき、お金を借りるときなどの保証人、代理人等
- ◆身の回りの世話(掃除、買い物、料理、ゴミ出しなど)

地域福祉のサポート役として

高齢者や子育て家庭を対象にしたサロン活動や、子ども食堂への協力など、地域の福祉向上に貢献する活動を行っています。

また、居場所づくりや仲間づくりに取り組み、地域住民のコミュニティ形成をサポートします。

高齢者サロン

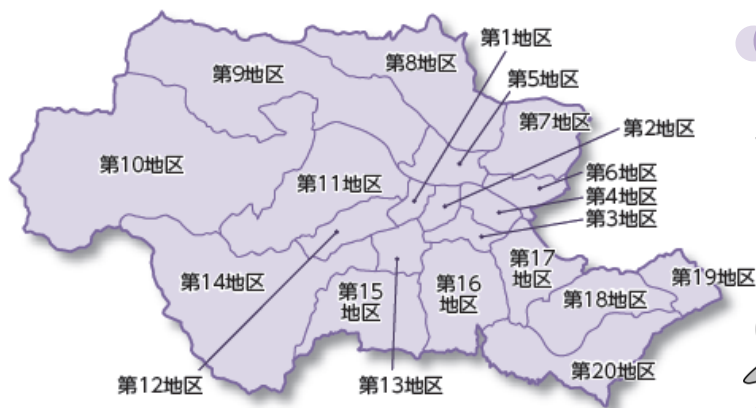


子ども食堂



八王子市民生委員児童委員協議会 地区図

民生委員・児童委員は市内を20の単位地区(下図参照)に区分して活動しています。

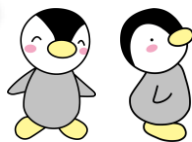


八王子市 民生委員児童委員協議会 ホームページ

民生委員の活動の紹介や相談事例などを掲載しています。ぜひご覧ください！



HPは上二次元コードから
ご覧ください。



困りごとや心配ごとは、
気軽に民生委員・児童委員
に相談してください。



全20地区の会長の集合写真

■問い合わせ 八王子市民生委員児童委員協議会 事務局 八王子市福祉部福祉政策課
☎042-620-7240(直通) FAX628-2477